

吹田市木材利用基本方針

第1 公共建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年法律第77号）」第12条第1項の規定に基づき、国が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び大阪府が定める「大阪府木材利用基本方針」に則して、本市における公共建築物等での木材の利用を促進する上で必要な事項を定めるものである。

2 本市における木材の利用の促進の意義

(1) 森林の有する多面的機能等への効果

本市は、市域に山林等の広大な森林を保有していないが、北側には北摂山系をはじめとした豊かな森林が存在する。

本市近隣の森林は、水資源のかん養や土砂災害の防止等の多面的な機能の発揮を通じて市民の安心・安全な暮らしに寄与しており、森林の適正な整備によりこれら森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることは極めて重要である。

しかし、大阪府を含む国内の人工林は、間伐の遅れ等から森林が荒廃し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

適切な森林整備を進め、健全な森林を育成することを目的として、森林整備の過程で発生する木材の積極的な利用に取り組むことは、森林の有する多面的機能の発揮につながる。

また、特に府内産材をはじめとした国産材の需要の拡大は、山村等における持続的な森林管理を経済的に支えることに寄与する。

(2) 地球環境への効果

国産材の利用が促進され、その収益が林業生産活動に還元されることによって、間伐、主伐、植栽等のサイクルが持続すれば、森林の生長過程において大気中の二酸化炭素の吸収等の森林の機能が効果的に発揮され、地球温暖化の防止に貢献する。また、木材は、製造に要するエネルギーが小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるとともに再生可能な資源であるため、循環型社会の形成にも貢献する。

(3) 生活空間への効果

木材は、断熱性や調湿性に優れ、リラックス効果が高い等の性質を有するため、健康的で温もりのある快適な生活空間を形成する上で極めて有用である。

3 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物のことをいう。具体的には、市が整備する建築物のほか、市以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。
- (2) 「国産材」とは、国内の森林から生産された木材のことをいう。
- (3) 「府内産材」とは、大阪府内の森林から生産された木材のことをいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修にあたり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

4 府内産材等の利用

木造化及び木質化にあたっては、可能な範囲で、フレンドシップ協定を締結している大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心に国産材の利用に努める。

第 2 市が整備する公共建築物等における木材の利用目標

1 公共建築物の木造化・木質化

木材利用に係るコスト面、調達の容易性及び木質化の効果を考慮した上で、次の優先順位において、木造化・木質化に努める。

- (1) 市民が触れる機会がある内装の木質化
- (2) 建築物内部の木質化
- (3) 低層公共建築物の木造化
- (4) 上記（1）から（3）を除く公共建築物の木造化・木質化

木造化・木質化を図っていく上で、C L T（直交集成板）等の新たな木質部材の活用にも努める。

2 備品及び消耗品における木材利用

市が整備又は所管する公共建築物における、備品及び消耗品の導入にあたっては、木材製品の導入に努め、導入する木製品は、グリーン購入法の対象製品とする。

第 3 市が整備する公共建築物以外の木材の利用の促進

市は、民間事業者による建築物等の整備における木材利用への理解を得るため、木材の利用の促進に資する情報提供を積極的に行う。

また、吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を活用し、市内で開発や建

築を行おうとする事業者に対して、建築物の木造化又は木質化等による積極的な木材の利用を求める。

第4 木育の推進

自然素材である木の「あたたかさ」や「やさしさ」に乳幼児期から触れ、自然の香りや手触り等の木の良さを五感で感じるにより、豊かな感受性や自然への親しみが育まれ、将来の林業や自然保護の活性化につながっていくことから、木育の推進を図る。

市は、市民に対して、教育施設や保育施設を中心に、木材に積極的に触れる機会を提供することで、木の良さやその利用の意義の周知に努める。

第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備にあたっては、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体、廃棄、リサイクル等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮する等し、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

2 連携の強化

市は、木材の利用を促進するため、国や大阪府、近隣自治体等と連携し、木材関連情報等の収集に努める。

3 木材の利用推進

市は、必要があるときは、関係部局内で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用の促進に取り組めるよう努める。

附則

この方針は、平成30年12月5日より施行する。

附則

この方針は、令和4年12月28日より施行する。